

政府管掌健康保険の適用

1. 適用の状況

	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
適用事業所数（単位：所）	1,562,493 (3.3%)	1,554,123 (▲0.5%)	1,548,221 (▲0.4%)	1,541,989 (▲0.4%)	1,522,868 (▲1.2%)
被保険者数（単位：人）	19,958,883 (▲0.1%)	19,884,895 (▲1.4%)	19,526,999 (▲0.8%)	19,450,872 (▲0.4%)	19,124,131 (▲1.7%)

(注1) 各計数は、年度末現在。

(注2) 括弧内は、対前年度伸び率。

2. 適用の適正化

- 政府管掌健康保険の被保険者は、厚生年金保険の被保険者と同様に、
 - ① 法人の事業所で常時従業員を使用するもの
 - ② 所定の事業を行う個人の事業所で常時5人以上の従業員を使用するものと常用的使用関係にある者。
- 従業員を使用する事業主において、従業員が必要な医療や年金を受け得るよう、社会保険に加入し、保険料を納付することは、法律上要請される責務。したがって、まずは、事業主において適正な届出を励行することが基本。
- しかしながら、社会保険制度に対する理解に乏しい事業主が見受けられることも、事実。このため、各社会保険事務所においても、就労の実態に照らして社会保険の被保険者とすべきであるにもかかわらずそのための手続が採られていない者を把握する都度、事業主を指導。

(1) 適用事業所における適用の適正化

- ① 適用事業所の事業主等に対する短時間労働者、外国人就労者等に係る適正な届出の励行に関する指導（事業主説明会の開催、パンフレットの配布等）
- ② 短時間労働者、外国人就労者等が多いと見込まれる適用事業所を優先した調査の実施
- ③ 解散や休業を理由とする全喪届を受け付けるに際しての事業の実態的確な把握等

＜外国人実習生受入れ事業所に関する情報の活用（平成13年度）＞
財団法人国際研修協力機構より外国人実習生受入れ事業所のリストを入手し、これを各社会保険事務所に提供。

(2) 未適用事業所の適用促進

- ① 労働基準監督署、公共職業安定所、税務署等の窓口におけるリーフレットの配布
- ② 商工会議所等を通じたリーフレットの配布
- ③ 法人登記簿の閲覧による未適用事業所の把握
- ④ 社会保険労務士による未適用事業所に対する巡回説明
- ⑤ 社会保険事務所職員による未適用事業所に対する巡回指導等

<労働保険の適用事業所に関する情報の活用（平成14年度）>

社会保険の適用事業所に関するデータと雇用保険の適用事業所に関するデータとを機械的に突合して郵便番号、名称、所在地及び電話番号の全部又は一部が一致しない事業所のリストを作成し、これを各社会保険事務所に提供。

（注）雇用保険においては、個人の事業主が常時5人未満の労働者を雇用する農林水産の事業を除き、労働者が雇用される事業をすべて適用事業としているところ。

政府管掌健康保険の保険料の徴収

1. 保険料収納状況

- 保険料収納率は、平成2年度には、99.3%に達したが、その後、厳しい経済情勢を背景として低下する傾向にあり、平成13年度には、96.9%。

(単位：%)

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
保険料収納率	97.9 (▲0.2)	97.7 (▲0.2)	97.3 (▲0.4)	97.1 (▲0.2)	96.9 (▲0.2)
現年度分	99.1 (▲0.1)	99.0 (▲0.1)	98.9 (▲0.1)	98.9 (0.0)	98.8 (▲0.1)
過年度分	26.5 (▲2.3)	27.3 (- 0.8)	25.7 (▲1.6)	25.5 (▲0.2)	23.8 (▲1.7)

(注1) 各計数は、徴収決定済額に対する収納済額の割合。

(注2) 括弧内は、対前年度差引。

2. 保険料収納対策

- ① 口座振替を促進するなど、事業主に対して納付期限内の納入の励行を指導すること
- ② 督促及び差押えを早期に着手するなど、滞納処分を適正に実施すること
- ③ 地方社会保険事務局と社会保険事務所との連携による徴収体制の充実を図ること等

政府管掌健康保険における被保険者証のカード化 及び資格確認システム（仮称）の導入

1. 被保険者証のカード化

○ 健康保険等の被保険者証については、被保険者等の利便性等を図る観点から、中央社会保険医療協議会の了承（平成12年12月）を得て、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第12号）の施行（平成13年4月）により、被保険者のみに世帯単位で交付する紙の様式に代えて、被扶養者も含めて個人単位で交付するカードの様式を導入。被保険者証の更新時期や財政状況を考慮し、各保険者において順次実施。

（注） カードの様式においても、紙の様式と同様に、被保険者証の記号及び番号、被保険者又は被扶養者の氏名、事業所の名称及び所在地等を券面に記載。なお、カードの様式の導入に伴い、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）の一部改正により、保険医療機関が被保険者証に所定の事項（＝療養給付記録）を記入する義務を廃止。

○ 政府管掌健康保険においては、平成15年10月以降を目途に順次実施する予定の被保険者証の更新に合わせ、被保険者証のカード化を実施する予定。その媒体については、磁気ストライプカードとし、資格確認システム（仮称）に対するアクセスキーとなる情報（被保険者証の記号及び番号、保険者の番号等）を収録する予定。

健康保険の被保険者証の様式

被保険者用

(被保険者)	平成 年 月 日交付
健康保険 被保険者証	
記号	番号
氏名	
性別	
生年月日	年 月 日
資格取得年月日	年 月 日
事業所所在地	
事業所名称	
保険者所在地	
保険者番号・名称	<input type="button" value="印"/>

注意事項

1. この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保管してください。
2. 保険医療機関等について診療を受けようとするときには、必ずこの証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合はこの証に高齢受給者証を添えて)その窓口で渡してください。
3. 被保険者の資格が無くなったときは、五日以内にこの証を事業主に返してください。
4. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
5. 証の記載事項に変更があった場合には、すぐに事業主を経由して保険者に差し出して訂正を受けてください。

住所

備考

- 備考
1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
 3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。

被扶養者用

(被扶養者)	平成 年 月 日交付
健康保険 被保険者証	
記号	番号
氏名	被保険者氏名
性別	続柄
生年月日	年 月 日
事業所所在地	
事業所名称	
保険者所在地	
保険者番号・名称	<input type="button" value="印"/>

注意事項

1. この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保管してください。
2. 保険医療機関等について診療を受けようとするときには、必ずこの証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合はこの証に高齢受給者証を添えて)その窓口で渡してください。
3. 被保険者の資格が無くなったときは又はその被扶養者でなくなったときは、五日以内にこの証を事業主に返してください。
4. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
5. 証の記載事項に変更があった場合には、すぐに事業主を経由して保険者に差し出して訂正を受けてください。

住所

備考

- 備考
1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
 3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。

2. 資格確認システム（仮称）の導入

- レセプト点検調査の中で、被保険者資格喪失後の受診等を理由として、多数のレセプトを保険医療機関に返戻している現状を抜本的に改善するため、平成16年度を目途に、保険医療機関の窓口で患者の受診資格の有無を即時に確認することが可能となるよう、資格確認システム（仮称）を導入する予定。

- 資格確認システム（仮称）の利用については、各保険医療機関の任意とし、磁気ストライプに収録されたデータを読み取り機で読み取る方法のほか、券面に記載されたデータをパソコン等のキーボードで入力する方法も可能にする予定。

資格確認システム（仮称）の基本構成

